

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

環境部 環境保全課

監査期間 令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況	検 証 結 果
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則で定められた公表の手続きを行っていないものがあった。	今後は、契約チェックシートの契約締結伺い編を活用して、公表漏れのないようにします。	契約の際は、契約チェックシートを活用し、公表漏れのないように対応しているため、公表漏れはありませんでした。
狂犬病予防接種に係る収納事務を私人に委託したことについて、当該歳入の納入義務者に公表を行っていないものがあった。	今後、私人に委託する場合は、市ホームページに掲載することで公表していきます。	収納委託病院については、委託する際には、公表漏れのないように対応しているため、公表漏れはありませんでした。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。